

議案第123号

北上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

北上市子ども・子育て会議条例（平成25年北上市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（所掌事項） 第2条 会議は、次の事項を調査審議する。 （1） 特定教育・保育施設に関する<u>こと</u>。 （2） 特定地域型保育施設に関する<u>こと</u>。 （3） 北上市子ども・子育て支援事業計画に関する<u>こと</u>。 （4） 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する<u>こと</u>。	（所掌事項） 第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。 （1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べる<u>こと</u>。 （2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べる<u>こと</u>。 （3） 特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し意見を述べる<u>こと</u>。 （4） 北上市こども計画の策定又は変更に関し意見を述べる<u>こと</u>。 （5） 北上市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し意見を述べる<u>こと</u>。 （6） 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する<u>こと</u>。 （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について意見を述べる<u>こと</u>。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援に関する所掌事項を規定するほか、所要の改正をしようとするものである。